

## 紙の入会申込書に記載された特約の内容について

2021年2月26日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年2月に「明細 WEB 確認サービス利用特約」（以下「旧特約」といいます。）を「全明細 WEB 確認特約」（以下「新特約」といいます。）に改定して WEB に掲載しております。同年2月～5月の間に配布している紙の ENEOS カード入会申込書には旧特約が記載されておりますが、クレジットカードお届け時に同封の規約・規定集には WEB に掲載のものと同様の新特約が記載されており、当該新特約の内容が適用されます。旧特約と新特約の内容の相違による会員さまへの実質的な影響はございませんが、旧特約との新特約の相違部分の詳細につきましては、以下をご確認ください。

### 1. 対象

以下①②の両方に該当する方

#### ①お申し込み時期

2021年2月以降にお申し込みの方

#### ②使用した申込書

2021年5月までに配布された紙の申込書

### 2. 相違内容

経緯および詳細は以下のとおりです。

#### (1) 経緯

弊社では、環境保全を目的とした紙の消費を削減する取り組みの一環として、2021年以降、原則として WEB でご利用代金明細等をご確認いただく方法を推奨させていただきます。これに伴い、弊社発行の一部クレジットカードにつきましては、原則として、紙のご利用代金明細書を郵送してご利用代金明細等を通知する方法から、WEB でご利用代金明細等をご確認いただく方法へ変更いたします。

つきましては、ENEOS カードにおきましても、以下の通り、他のクレジットカードと同内容の特約改定をいたしますが、本変更による会員さまへの影響はございません。

#### (2) 詳細

(改定前) 明細 WEB 確認サービス利用特約	(改定後) 全明細 WEB 確認特約
<b>第1条 (本サービスの内容)</b> <b>1. 明細 WEB 確認サービス (以下、「本サービス」)</b> は、トヨタファイナンス株式会社 (以下、「当社」) が、当社発行のクレジットカード等の利用にかかる毎月のご利用代金明細書の書面での送付を停止し、発行したカード等 (一部の提携カードを除く) の保有者 (以下、「会員」) が、自ら当社所定のホームページへログインのうえご利用代金明細を確認するサービスをいいます。	<b>第1条 (全明細 WEB 確認の内容)</b> <b>1. 全明細 WEB 確認 (以下、「本確認」)</b> とは、トヨタファイナンス株式会社 (以下、「当社」) が、当社発行のクレジットカード等の利用にかかる毎月の利用代金明細および利用残高 (以下、「利用明細等」) の書面での送付 (法令に基づいて書面での交付が必要とされる場合を含む) を停止し、発行したカード等 (一部の提携カードを除く) の保有者 (以下、「本人会員」) が、自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用代金明細等を確認することをいいます。
<b>(新設)</b>	<b>2. 本人会員は、本確認を利用して利用代金明細等にかかる情報の提供を受けることに同意するものとします。</b>
<b>第2条 (本サービスの利用)</b> <b>1. 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで、当社所定の方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービス利用登録会員 (以下「利用者」) は、本サービスを利用することができるものとします。ただし、第8条に規定する会員には、本条は適用しないものとします。</b> <b>2. 本サービスの利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザ及びご利用代金明細データの形式等の本サービスの利用環境は、当社ホームページ</b>	<b>第2条 (明細 WEB 確認の利用)</b> <b>1. 本人会員は、本確認を利用するにあたっては当社所定の方法により、利用登録を行うものとします。また、本人会員は、利用代金明細等をパソコン等の端末に記録 (保存) するものとします。</b> <b>2. 本確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザ及びご利用代金明細データの形式等の本確認の利用環境は、当社ホームページ</b>

<p>ジ(URL : https://www8.ts3card.com/privacy)にて指定するものとします。なお、利用者は、当社が事前告知なく<b>サービス</b>利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。</p>	<p>(URL : https://www8.ts3card.com/privacy)にて指定するものとします。なお、<b>本人会員</b>は、当社が事前告知なく<b>本確認</b>の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。</p>
<p><b>(第3条2項から移動)</b></p>	<p>3. 当社は、<b>本人会員</b>が届け出た電子メールアドレスへ、利用代金明細の確定通知を送信します。但し、確定通知が正しく受信されなかった場合は、<b>以降</b>、確定通知を送信しない場合があります。</p>
<p><b>(第3条3項から移動)</b></p>	<p>4. 利用代金明細等の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社は、利用代金明細等を書面で送付をすることがあります。</p> <p>(1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合</p> <p>(2) その他当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断した場合</p>
<p>第3条 (ご利用代金明細書の確認方法)</p>	<p><b>(削除)</b></p>
<p>1. <b>利用者は当社所定のホームページでご利用代金明細を閲覧し、内容を確認するものとします。なお、利用者は、当該明細をパソコン等の端末に記録(保存)するものとします。</b></p>	<p><b>(第2条1項に統合)</b></p>
<p>2. 当社は、<b>サービス利用者</b>が届け出た電子メールアドレスへ、ご利用代金明細の確定通知を送信します。但し、確定通知が正しく受信されなかった場合は、確定通知を送信しない場合があります。</p>	<p><b>(第2条3項に移動)</b></p>
<p>3. ご利用代金明細の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社は、ご利用代金明細書を書面で送付をするものとします。</p> <p>(1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合</p> <p>(2) その他当社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合</p>	<p><b>(第2条4項に移動)</b></p>
<p>第4条 (電子メールアドレス)</p>	<p>第3条 (電子メールアドレス)</p>
<p>1. <b>本サービス</b>に利用する電子メールアドレスには、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。</p>	<p>1. <b>本確認</b>に利用する電子メールアドレスには、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。</p>
<p>2. <b>本サービス</b>に利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。</p>	<p>2. <b>本確認</b>に利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。</p>
<p>3. <b>本サービス</b>利用者は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。</p>	<p>3. <b>本人会員</b>は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。</p>
<p>4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、<b>本サービス</b>の利用者の責に帰すべき事由、<b>本サービス</b>利用者が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって<b>本サービス</b>の利用者に到達したものとみなします。</p>	<p>4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、<b>本人会員</b>の責に帰すべき事由、<b>本人会員</b>が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって<b>本人会員</b>に到達したものとみなします。</p>
<p>5. 当社は、<b>利用者</b>のご利用代金明細が確定された旨の通知が受信できないことにより、<b>利用者</b>または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>5. 当社は、<b>本人会員</b>の利用代金明細が確定された旨の通知が受信できないことにより、<b>本人会員</b>または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第5条 (本特約の適用及び変更)</p>	<p><b>(削除)</b></p>
<p>1. 当社は、<b>社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更後の本特約の内容およびその効力発生時期を、予め当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本特約を変更することができるものとします。</b></p>	<p><b>(削除)</b></p>
<p>第6条 (本サービス利用の中止等)</p>	<p>第4条 (本確認の利用の中止等)</p>
<p>1. <b>利用者が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社所定の方法により届け出るものとします</b></p>	<p><b>(第5条第1項に移動)</b></p>
<p>2. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等、<b>当社が本サービスの利用を認めないと判断したときは、当社は利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。</b></p>	<p>1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく<b>本確認</b>を利用することができなくなることがあります。<b>この場合、当社は利用代金明細等を書面で送付するものとします。</b></p>
<p>3. 当社は、<b>利用者</b>に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスを中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。</p>	<p>2. 当社は、<b>本人会員</b>に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、<b>本確認</b>を中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。</p>

	<b>第5条（書面での交付）</b>
<b>（第6条1項から移動）</b>	<b>1. 本人会員が、本確認（規約・規定集に規定する「明細 WEB 確認」を含む）の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。</b>
第7条（クレジットカード会員規約等の適用）	第6条（クレジットカード会員規約等の適用）
<b>1. 本特約に定めのない事項については、利用者</b> の保有するカード等の規約・規定集を適用するものとします。	<b>1. 本特約に定めのない事項については、本人会員</b> の保有するカード等の規約・規定集を適用するものとします。
<b>第8条（特約）</b>	<b>（削除）</b>
<b>1. 次に掲げる会員（以下総称して、「所定会員」）は、原則として本特約に基づく本サービスを利用するものとします。</b> <b>（1）ENEOSカード S会員</b> <b>（2）TOYOTA TS CUBIC Pay 会員</b>	<b>（削除）</b>
<b>2. 所定会員が、本サービスの利用を希望せず、利用明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。</b>	<b>（削除）</b>
<b>3. 前項の場合、当該所定会員は、当社に対し、利用明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数1回につき当社所定の金額を負担するものとします。ただし、法令等によって書面の送付が必要とされる場合は、この限りではありません。</b>	<b>（削除）</b>
<b>4. 所定会員は、前項の発行手数料を、所定会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。</b>	<b>（削除）</b>

以上